

量産実用品の著作物性の判断のあり方

最判令和8年4月24日令和7年(受)356号[TRIPP TRAPP Ⅲ事件]

How to Determine the Copyrightability of Mass-Produced Useful Articles

横山久芳*

YOKOYAMA Hisayoshi

〔抄録〕

本判決は、量産実用品の著作物性について判断した初めての最高裁判決である。

著作権法は、実用品のうち、美術工芸品が美術の著作物に含まれることを規定しているが（同2条2項参照）、量産実用品については特段の定めが存在せず、どこまで著作物性を認めるかは解釈に委ねられている。従来の裁判例では、意匠法との棲み分けを図る観点から、量産実用品に著作物性が認められるためには、物品の実用目的に必要な構成から分離して独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えた創作的表現を有することが必要とする見解（分離把握可能説）が多数を占めていた。一方、本判決は、意匠法との棲み分けを考慮しつつ、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合」に著作物性が認められるとの判断を示した。

本判決は、分離把握可能説と基本的な考え方を共通にするものであり、本判決の基準の下でも、実用本位の物品については著作物性が否定されることになるであろう。もっとも、本判決は、同説と比べると、量産実用品の形状等が機能による制約を受けるか否かということ自体よりも、それに接する者（享受者）が当該形状等をどのような表現として把握するかという点を重視するものと考えられる。そのため、従来の裁判例の下では、機能による制約があることを理由に著作物性が否定された事案についても、本判決の基準によれば、当該形状等から絵画、彫刻等と同様の創作的表現を観念的に看取り得るとして著作物性が肯定される余地があり得よう。

本判決は、量産実用品の著作物性について判断したものであるが、本判決が実用品の機能に由来する構成に係る形状等としか把握されない表現の保護を否定するという考え方を示したことは、美術の範囲該当性が問題となる他の美的創作物（工芸品や建築物、仮想オブジェクト等）の著作物性を判断する際にも参考になると思われる。

第1 事案の概要

家具デザイナーである訴外 A は、製品名を「TRIPP TRAPP」とする椅子（以下「本件椅子」

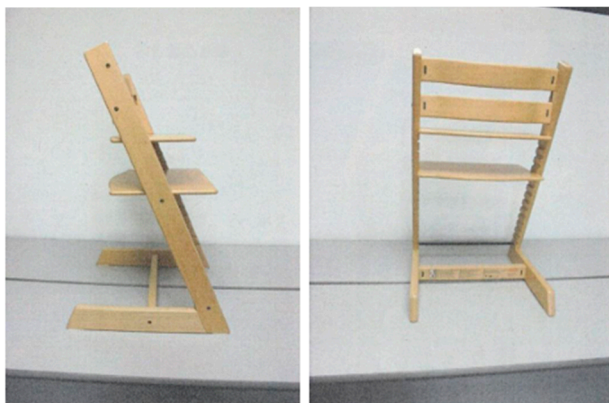
という。）をデザインし、X₁（原告・控訴人・上告人）に対し、本件椅子に係る著作権を譲渡した。X₂（原告・控訴人・上告人）は、X₁ から上記著作権の独占的利用権を取得し、本件椅子を

* 大阪大学大学院法学研究科 教授

Professor of Intellectual Property Law, Graduate School of Law and Politics, The University of Osaka

製造販売等している。本件椅子は、昭和 47 年にノルウェーにおいて発売され、日本においても、昭和 49 年頃から販売が開始され、その世界累計販売台数は 1400 万台に上る。

本件椅子の形状は、以下の通りである。



Y は、遅くとも平成 27 年 8 月 10 日頃から現在に至るまで「Choice Kids」、「Choice Baby」という製品名の子供用椅子（以下「Y 各製品」という。）を販売している。

本件は、X が、Y による Y 各製品の製造販売等の行為が、X らの著作権や独占的利用権を侵害しているなどと主張して、Y に対し、損害賠償等を求める事案である（本件では、不正競争行為及び民法上の不法行為に基づく主張もなされているが、上告審で取り上げられた争点が著作権に関するもののみであるため、その他の主

張に関する紹介は省略する）。

第一審（東京地判令和 5 年 9 月 28 日判時 2611 号 86 頁）は、一般論として、「美術工芸品以外の実用目的の美術量産品であっても、実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合には、美術の範囲に属するものを創作的に表現したものとして、著作物に該当する」と述べる。そして、本件椅子と Y 各製品は、その形態が表現するところにおいて明らかに異なっており、仮に、本件椅子に著作物性を認める立場を採用した場合であっても、「複雑かつ曲線的形状を数多く含む Y 各製品に接する者が、本件椅子の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないことは明らかである」として、著作権侵害の成立を否定し、X らの請求を棄却した。

控訴審（知財高判令和 6 年 9 月 25 日（令和 5 年（ネ）10111 号））は、一般論として、「本件椅子のような実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められるのは、それが実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合又は当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合に限られる」と述べる。そして、X らが本件椅子の特徴として主張する点は、「いずれにおいても高さの調整が可能な子供用椅子としての実用的な機能そのものを実現するために可能な複数の選択肢の中から選択された特徴であり、「これらの特徴により全体として実現されているのも椅子としての機能であ」って、「本件椅子の椅子としての機能から分離することが困難なものである」から、「本件椅子は、椅子の創作的表現として美感を起こさせるものではあっても、椅子としての実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象とすることができるような部分

を有するということはでき」ず、「また、本件椅子の製造・販売状況に照らすと、専ら美的鑑賞目的で制作されたものと認めることもできない」として、「本件において、著作権侵害は成立しないといわざるを得ない」と判断した。

これに対して、X から上告受理の申立てがなされ、これが受理されたのが本件である。

第 2 判旨

「著作権法 2 条 1 項 1 号は、『著作物』を『思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの』と定義している。もっとも、量産実用品については、その形状等が思想又は感情を創作的に表現したものであるということができれば、直ちに美術の範囲に属するものとして著作物に当たるとの解釈を採ることは相当ではない。

すなわち、我が国には、産業の発達に寄与することを目的として、視覚を通じて美感を起こさせる量産実用品の形状等を保護する意匠法があり、量産実用品の形状等について、意匠登録出願をして所定の審査を経て設定の登録がされることで意匠権が発生する。意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有し、意匠権の存続期間は原則として意匠登録出願の日から 25 年とするなどとされている（1 条から 3 条まで、6 条、16 条、20 条、21 条、23 条等）。これに対し、著作権法では、登録等の手続を経ることなく著作権が発生し、業として行われる行為以外にもその効力が及び、その存続期間は原則として著作物の創作の時から作者の死後 70 年を経過するまでの間とし、作者は著作権に加えて作者人格権も享有するなどとされている（第 2 章第 3 節

第 1 款から第 3 款まで、第 4 節等）。以上のような我が国の意匠法及び著作権法における権利の発生要件、内容及び存続期間等に鑑みれば、上記解釈を採り、量産実用品の形状等について、意匠法に加えて著作権法により保護されることを広く認めた場合には、あえて費用等を投じて意匠登録を受けなくとも、同法によって、より長期間、広範に保護が受けられることとなる可能性があり、意匠法の存在意義を損なうおそれがある。また、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、著作者人格権により権利関係が複雑化して量産実用品の利用が妨げられたり、意匠権の存続期間満了後も長期間にわたって量産実用品の形状等を自由に利用することができなくなったりすることにもなりかねず、産業の発達に寄与するという意匠法の上記目的が阻害されるおそれもある。」

「もっとも、量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能（以下、単に『機能』という。）との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成と別個にこれを把握することができないものであるけれども、その中には、例えば、表面に単なる模様や表面加工の域を超える装飾が付加されているもののよう、当該付加部分の形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある。このようなものは、量産実用品に『美術の著作物』（著作権法 10 条 1 項 4 号）が単純に付加されたものということができ、当該付加部分に同法の保護が及ぶことは当然である。

また、量産実用品の中には、例えば、全体として彫刻等とも看取できるもののよう、その全体又は部分における形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、

機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるものがある。このような形状等は、機能に由来する構成とは別個に思想又は感情の創作的な表現を把握できるという点において、『美術の著作物』が単純に付加された上述の場合と同様であるといえることができるから、著作権法の保護を及ぼすのが相当である。上記のような形状等は、機能との関係で一定の制約を受けるのが通常である量産実用品の形状等としては例外的なものであるといえることができるのであって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい。

以上によれば、量産実用品の全体又は部分における形状等が、観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合には、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法 2 条 1 項 1 号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たるといふべきである。」

「これを本件についてみると、前記事実関係によれば、本件椅子は、量産実用品であって、X らは、大要、約 66 度の略 L 字型を成して床面から立ち上がっている 2 本の脚を有し、当該 2 本の脚の間に座面板及び足置板が床面と平行に固定されるようになっている点において創作性が認められるから、本件椅子が著作物に当たると主張する。しかしながら、上記の点は、子供用の椅子としての機能に由来する構成である脚、座面板及び足置板の配置による形状が美感を起こさせるものであることを基礎付ける事情にすぎない。そして、本件椅子の全体又は部分における形状等は、子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるも

のではない。よって、本件椅子は、著作物に当たるとはいえない。」

第 3 評釈

1. 判決の意義

本判決は、量産実用品の著作物性について判断した初めての最高裁判決である¹⁾。

「量産実用品」とは、本判決の定義によれば、「量産されて日常生活の中で実用に供されることが予定されている物品」をいう。著作権法は、実用品のうち、美術工芸品が美術の著作物に含まれることを規定しているが(同 2 条 2 項参照)、量産実用品について特段の定めはない。現行法の制定過程では、量産実用品が意匠法の保護対象となることから(同 2 条 1 項参照)、意匠法との調整の必要性が指摘され、量産実用品の保護を意匠法に委ねるとの提案もなされたが、最終的に調整は実現されず、美術工芸品の保護が明示されるにとどまった²⁾。そのため、現行著作権法制定当時から今日に至るまで、量産実用品の著作物性をめぐっては活発な議論が展開されてきた。具体的には、意匠法との関係を考慮し、量産実用品の著作物性を限定的に捉えるべきか否か、また、限定的に捉えんとするならば、いかなる基準で著作物性を判断すべきかが主要な検討課題とされてきた。裁判例は、概して意匠法との棲み分けを理由に量産実用品の著作物性を限定的に解する立場を採りつつ、学説における議論の進展を踏まえ、その判断基準を次第に洗練させていった。その結果、従前の裁判例では、後で紹介する「分離把握可能説」という考え方が広く定着していた。本件の原審も同説を採用し、本件椅子の著作物性を否定している。

もっとも、学説では、量産実用品について、

一般の著作物と同様、表現に創作性があれば著作物性を認めるべきとする見解も有力であり、本件椅子の著作物性が問題となった別件訴訟において、知財高裁³⁾がこの有力説を採用し、著作物性を肯定する判断をしていたことから、実務は依然として流動的な状況にあった⁴⁾。

そのような中、満を持して登場したのが本判決である。本判決は、量産実用品については、意匠法との棲み分けを図る必要があることから、創作的な表現であれば、直ちに美術の範囲に属するとはいえないとした上で、量産実用品が美術の範囲に属するための基準を示しつつ、当該基準に基づき本件椅子の著作物性を否定した。本判決は、分離把握可能説と基本的な考え方を共通にするものと評価できるが、本判決が同説とは異なる独自の用語を用いて判断基準を定立したことから、同説の考え方を発展的に再構成することを試みたものと捉えることもできよう。

本稿は、本判決の判断基準の意義を、分離把握可能説と対比しつつ具体的に分析するとともに、本判決が量産実用品以外の美的創作物に関する著作物性の判断にどのような影響を与えるかについて若干の検討を試みるものである。

2. 意匠法との棲み分けについて

従来、量産実用品の著作物性については、これを限定的に解する立場（限定説）⁵⁾と、一般の著作物と同様に解する立場（非限定説）⁶⁾が対立していた。限定説は、量産実用品が意匠法の保護対象であることから（同2条1項参照）、同法との棲み分けを図るために、その著作物性を限定的に解するものである。具体的には、著作権法は、美的創作物の保護要件として、創作性に加え、美術の範囲に属することを規定しており（同2条1項1号参照）、同要件には「文化

的所産」の保護という著作権法の守備範囲を画する意義があることから⁷⁾、量産実用品のうち、実用本位の物品については、美術の範囲に属しないとして著作物性を否定すべきであるとする。これに対して、非限定説は、著作権法と意匠法がそれぞれ別個の趣旨・目的を有するものであることから、量産実用品が各法の保護要件を満たす限り、重複保護を認めても問題はないとし、量産実用品であっても、美術の範囲の属否を厳格に判断する必要はなく、表現に創作性があれば、著作物性を認めてよいと解するものである。

従前の裁判例は、限定説が大勢を占めており⁸⁾、本件の原審も、限定説の立場を採り、本件椅子の著作物性を否定していた。しかし、本件椅子の著作物性が問題となった先行する別件訴訟において、知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁〔TRIPP TRAPP II事件控訴審〕が非限定説を採り、本件椅子の著作物性を肯定する判断をしていたため、知財高裁のレベルで判断が分かれていた。こうした中で、本判決は、最高裁として初めて限定説を採ることを明らかにしたものである。

本判決は、限定説を採る理由として、以下の二点を指摘している。第一に、意匠法と著作権法の保護内容を比較した場合、著作権法の方が概して保護が手厚いことから、著作権法による保護を広く認めた場合には、意匠法の存在意義を損なうおそれがあること、第二に、量産実用品の形状等について広く著作権法の保護が及ぶとすると、量産実用品及びその形状等の利用に支障を来し、産業の発達に寄与するという意匠法の目的が阻害されるおそれがあることである。

もっとも、第一の点は、必ずしも決定的な理由とはいえないであろう。というのも、かりに量産実用品が著作権法の保護に適したものであ

るならば、意匠法とは別個に著作権法の保護を認めることにより、より強力な創作へのインセンティブを与えることが可能となり、文化の発展に寄与するという著作権法の目的に合致するといえるからである⁹⁾。創作者にとって魅力が乏しい（かもしれない）意匠法を温存するために、より魅力のある著作権法による保護を否定する理由はないというべきである¹⁰⁾。

他方で、第二の点は、量産実用品の著作物性を考える上で無視することができないものである。すなわち、意匠法は、量産実用品について出願・登録等の手続を経ることを権利発生の要件としており、その保護内容も、著作権法と比べると概して限定的である。その理由は、量産実用品について無登録で長期間にわたる広範な保護を認めると、当該製品及びその形状等の円滑な利用を阻害するおそれがあると考えられたからである。したがって、量産実用品に著作権法による保護を広く認めることは、意匠法に具現された立法府の政策判断と抵触し、産業上の弊害が生じることが懸念される。これに対して、非限定説の立場から、量産実用品の保護を緩やかに認めても、権利範囲を限定的に解釈したり、権利制限規定を柔軟に適用したりすることにより、産業上の弊害を回避することが可能であると指摘されることがある¹¹⁾。しかし、現行著作権法が量産実用品の広範な保護を想定して制度設計されていない以上、解釈論で適切な対応が可能であるかは必ずしも明らかではない¹²⁾。そもそも知的財産法全体の中で量産実用品の保護と利用の調整をいかに図るかは、その時々々の社会状況を踏まえつつ、立法府が判断すべきものであるから、意匠法と別に、著作権法の保護を広く認めるのであれば、権利制限規定の見直しを含め、立法論として検討するのが妥当であら

う¹³⁾。ゆえに、本判決が第二の点を指摘して限定説を採用したことは支持し得るものである。

なお、本判決は、量産実用品について、専ら意匠法との棲み分けの観点から美術の範囲該当性を限定的に解すべきであるとしているが、同要件は、量産実用品との関係でのみ問題となるものではない。意匠法は、美的創作物のうち、「意匠」の創作の奨励を目的としてその保護を図るものであるが（同1条、2条1項参照）、同法の「意匠」に該当せず、意匠法の保護対象とならないからといって、創作的表現でありさえすれば、直ちに著作権法の保護を認めるべきであるとはいえない。美術の範囲要件は、著作権法の守備範囲を画するために、同法の保護内容に適合しない美的創作物の保護を否定するために存在するものであって¹⁴⁾、意匠法の保護対象とならないものであっても、著作権法の保護を広く認めた場合に、その円滑な利用を阻害し、産業の発達を阻害するおそれが認められるものについては、量産実用品と同様に、著作物性を限定的に解する必要がある¹⁵⁾。例えば、最判平成12年9月7日民集54巻7号2481頁〔ゴナ書体事件〕は、印刷用書体について、著作権法の保護を広く認めた場合の産業上の弊害を考慮し、著作物性を極めて限定的に解釈しているが、これは、そのような解釈の一例といえよう¹⁶⁾。

以上の通り、美術の範囲要件の解釈は、あくまで創作物が著作権法の保護内容に適したものの可否かという観点から行われるべきものである。量産実用品について意匠法との棲み分けが問題となるのも、無登録で長期間にわたる広範な保護を認めることは適切でないという意匠法に具現された立法府の政策判断に照らして、著作権法による保護を認めることが適切ではないと考えられるからである。その意味では、本判決に

においても、前掲〔ゴナ書体事件〕のように、量産実用品の著作物性を限定的に解する根拠として、著作権法の保護を広く認めた場合の産業上の弊害（及びそれに伴う「文化の発展」（同1条参照）の阻害）という観点をより明確に打ち出した方が良かったとも思われる¹⁷⁾。

3. 量産実用品の著作物性の判断基準

(1) 本判決以前の状況

限定説を採る場合、量産実用品の著作物性をどのように判断するかが問題となる。

裁判例では、当初、純粋美術と同視し得る美的鑑賞性を備えている場合に著作物性を認めるという考え方（純粋美術同視説）が採られていた¹⁸⁾。これは、現行法の基となった著作権制度審議会答申が、量産品のひな型や模様について、「純粋美術としての性質をも有するものであるときは、美術の著作物として取り扱われる」としていたことを踏まえたものと解される¹⁹⁾。

著作権法は、絵画、版画、彫刻等の純粋美術を美術の著作物として例示しているから（同10条1項4号参照）、量産実用品が美術の範囲に属するか否かを判断する際に、純粋美術との同質性を問題とすること自体は自然な解釈といえる。もっとも、「純粋美術」という語がいかにも高尚・高邁な芸術作品を彷彿とさせることもあり、裁判例では、純粋美術と同視し得るか否かを判断する際に、高度の創作性や芸術性に言及するものが少なくなかった²⁰⁾。そのため、純粋美術同視説は、量産実用品に対して過度に高度な保護要件を課すものであると批判されることになった²¹⁾。しかし、純粋美術については、高度な創作性や芸術性がなくても、著作物性が認められるのであるから（例えば、幼児の書いた絵でも著作物として保護される）、純粋美術との

同質性を論じる際に、創作性のレベルを問題とすることが適切でないことは明らかである²²⁾。したがって、純粋美術同視説自体に問題があるというよりも、むしろ、いかなる場合に純粋美術と同視し得るかという基準が不明確であったことが混乱を招いたというべきであろう。

こうした状況を受けて、裁判例では、「純粋美術同視説」に代わって「分離把握可能説」という考え方が次第に定着していった²³⁾。分離把握可能説とは、量産実用品が意匠法の保護対象となることを踏まえ、それに著作物性が認められるためには、その形状等が物品の実用目的に必要な構成から分離して独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えた創作的表現を有することが必要と解するものである。本件の原審も、分離把握可能説に立脚している。

(2) 本判決の位置づけと評価

① 分離把握可能説との比較

本判決は、「量産実用品の全体又は部分における形状等が、觀念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものである場合に、当該量産実用品の全体又は部分は、著作権法2条1項1号にいう著作物のうち、美術の範囲に属するものに当たる」と判示した。これは、意匠法との棲み分けを図る観点から、量産実用品の形状等が機能に由来する構成に係る創作的表現としてしか把握できない場合に著作物性を否定するというものであり、その基本的な考え方は、分離把握可能説と軌を一にするものといえよう²⁴⁾。

もっとも、分離把握可能説では、量産実用品の形状等が機能による制約を受けていると認められる場合には、そのことを理由に著作物性が否定されるのが一般的であった²⁵⁾。これは、機

能による制約を受けた形状等に著作権の保護を及ぼすことは、物品の形状等の利用を過度に制約し、産業上の弊害が大きいということを理由とするものである²⁶⁾。

これに対して、本判決は、「量産実用品の形状等は、通常、実用目的に必要な機能……との関係で一定の制約を受けて決定されるものであり、機能に由来する構成とは別個にこれを把握することができない」と述べて、その中には、「機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるものがある」ことを指摘した上で、

「観念上、機能に由来する構成とは別個に、思想又は感情の創作的表現として把握することができる」場合に、美術の範囲に属すると判断している。すなわち、本判決は、量産実用品の形状等は機能による制約を受けるため、通常はそこから別個の創作的表現を把握し難く、著作物性が否定されることになるものの、機能による制約があってもなお別個の創作的表現を把握できる場合には、著作物性が認められると解するものといえよう。これによれば、量産実用品の著作物性は、機能による制約の有無それ自体ではなく、その結果として、機能による構成とは別個の創作的表現を観念的に把握し得るか否かにより判断されることになる²⁷⁾。

実際、本判決は、著作物性が肯定される場合として、「形状等が、機能と関連せず、観念上、機能に由来する構成とは別個の絵画や彫刻として把握できるもの」(以下「第1類型」という。)と、「形状等が、当該実用品としての機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるもの」(以下「第2類型」という。)を挙げている。第2類型にいう「形状等が、当該実用品としての機能と関連して」いる場合とは、当該形状等が機能

により一定の制約を受けている場合といえるから、本判決は、機能により一定の制約を受けた形状等であっても、全体として彫刻等とも把握できるものは、著作物性を認めるべきであると考えているといえよう。

また、本判決は、本件椅子の著作物性の判断においても、原審が機能による制約を理由に著作物性を否定したのとは対照的に、本件椅子が「子供用の椅子としての機能に由来する構成としてしかこれを把握することができず、当該構成とは別個に、思想又は感情の創作的な表現として把握することができるものではない」ことを理由として著作物性を否定している。これは、本件椅子の形状等が椅子としての機能による制約を受けていることそれ自体ではなく、その結果として、椅子の形状等としてしか把握できないことを問題にするものといえよう²⁸⁾。

機能による制約を受けた表現が同時に機能に由来する構成とは別個の創作的表現を看取させるというコインの裏表の関係にある場合に、これに著作権法の保護を認めるべきか否かは、同法の保護適格性を有する表現の保護と、実用品の形状等の自由利用の確保とのいずれを重視するかという問題に帰着するであろう。分離把握可能説は、機能による制約を受けた表現に著作権法の保護が及ぼした場合の弊害の回避を徹底するために、その保護を一律に否定する。これに対して、本判決は、著作権法の保護適格性を有する表現を保護するために、その限度で機能による制約を受けた表現に保護が及んだとしてもやむを得ないと考えるのであろう。実際、本判決は、第2類型について論じる際に、「機能と関連してはいるものの、観念上、機能に由来する構成とは別個の彫刻等として把握できるもの」は「例外的なものであるといえることができるの

であって、これに著作権法の保護を及ぼしても、上記でみたような弊害が生ずるおそれは小さい」と述べている（「おそれはない」と断定していないところに本判決の慎重さが窺える）。本判決の基準の下で、機能による制約を受けた表現に著作権法の保護が及ぶことがあるとしても、それがあくまで「例外的」な場合にとどまるのであれば、大勢に大きな影響はなく、そうであれば、保護適格性のある表現の保護を優先すべきであるというのが本判決の価値判断なのであろう。

このように、本判決は、分離把握可能説と比べると、量産実用品の著作物性が認められる余地を相対的に広く認めたものと解し得るが、本判決が第2類型に相当する事例は「例外的」であるとしている点には注意する必要がある。本判決も、機能に由来する構成に係る表現それ自体に著作権法の保護を及ぼすことを認めるものではないから、第2類型に該当する事例を緩やかに認めることは、本判決の立場と相いれないことになる。一般に、量産実用品の形状等が機能と関連している場合には、そうでない場合と比べて、著作物性の判断に困難を伴うことが少なくないと思われるが、そのような場合には、第2類型が「例外的」であることを踏まえ、その判断は慎重に行われる必要があろう。

②「美的鑑賞」という語について

本判決は、従来の裁判例で広く用いられてきた「美的鑑賞」の語をあえて用いていない。本判決が「美的鑑賞」という語を用いなかった理由について、尾島明裁判官の補足意見（以下単に「補足意見」という。）では、『美的鑑賞』の語からはあたかも高度な創作性や芸術性が必要であるかのような誤解が生じかねず、また、そもそも美的な芸術としての鑑賞に値するか否か

を裁判所が判断するのは不適當と思われるからである」と指摘されている。

確かに、「美的鑑賞」という語は、「純粹美術」という語と同様に、鑑賞性の高い芸術作品を彷彿とさせるところがある。そのため、美的鑑賞性をその字義通りに厳密に判断しようとする、主観的・恣意的な判断になりがちである。学説でも、美的鑑賞性という基準は、予測可能性に乏しく、司法判断に馴染まないとの批判がなされていた²⁹⁾。その意味で、本判決が「美的鑑賞」という語に代えて、条文上の「創作的な表現」という語を用いることにより、高度な創作性、芸術性や鑑賞価値が問題とならないことを明らかにした点には、一定の意義を認めることができよう³⁰⁾。もっとも、「美的鑑賞」という語は、量産実用品が絵画や彫刻等と同様に美術の範囲に属することを示すための概念にすぎないから、美的鑑賞性の判断においては、絵画や彫刻等の著作物性の判断と同様に、本来、高度な創作性、芸術性や鑑賞価値は問題とならないはずである³¹⁾。その意味で、「美的鑑賞」という語の意義については、なお誤解が存するようにも思われる。

一般に、量産実用品の形状等は、表現に創作性がある限り、見る者に何らかの美感を生じさせるものである。しかし、こうした物品の形状等がもたらす美感を保護する制度として意匠法が存在する以上、同法との棲み分けを図る観点からは、量産実用品の形状等については、物品の「美感」と区別し得る「美術」的な思想又は感情を享受させるものに限って、著作権法の保護を認めるべきであるといえる。美的鑑賞性とは、そのような性質を表現したものにはほかならない。そして、著作権法上の「美術」には、高度な鑑賞性を有する美術作品のみならず、漫画の絵や広告のイラスト、コンピュータグラフィ

ックなど様々なものが含まれるのであるから、「美的鑑賞」の意義を殊更に厳格に解する必要はない。学説でも、「美的鑑賞」の語は、「美しいものや綺麗なものを見て楽しむという程度の意味での観賞性」を指すものとして緩やかに解釈されていたところである³²⁾。

実際、前掲「ゴナ書体事件」は、印刷用書体の著作物性の判断に際して、印刷用書体が著作物に該当するというためには、「それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならない」と述べている。かりに同最判が「美的な芸術としての鑑賞に値するか否か」を問うために「美術鑑賞」という語を用いたのだとすれば、そのようなことを「裁判所が判断するは不適当」とする批判が同最判にも妥当すると思われるが、それは同最判の本意ではないであろう。同最判が「美術鑑賞」の語を用いた趣旨は、印刷用書体の本来の用途が文字情報の伝達機能にあることに鑑み、そのような実用的な機能に由来する構成とは別個に、その形状が思想又は感情の創作的な表現として把握し得る場合に限って著作物性を認めるべきであるという点にあると考えられる³³⁾。そうであれば、同最判の「美術鑑賞」性の基準は、本判決のそれと整合的に理解することも可能であり、両者を殊更に異なるものとみる必要はないと思われる³⁴⁾。

筆者自身は、美的鑑賞性を判断基準とする意義は、量産実用品に接する者（享受者）の視点から、その形状等の美術的な性質を判断することにあると考えている³⁵⁾。著作物は、思想又は感情の創作的表現であり（同 2 条 1 項 1 号参照）、著作者が表現した思想又は感情を著作物に接する者に享受させることを目的としたものであるから、見る者がその表現をどのように捉えるかという観点を抜きにして著作物の本質を捉

えることはできない³⁶⁾。量産実用品の著作物性の判断においても、見る者がその形状等を単に物品の形状等としてしか認識しない場合には、当該形状等は、物品の美感と区別し得る美的な思想又は感情を享受させるものではないから、著作物性を否定すべきである。これに対して、量産実用品であっても、見る者がその形状等を物品の形状等としてではなく、絵画や彫刻等と同様の美術的な表現として把握し得る場合には、当該形状等は、物品の美感と区別し得る美的な思想又は感情を享受させるものといえるから、著作物性を肯定するのが妥当であろう。

このように、量産実用品に接する者の視点から著作物性を判断することには、一般人の予測可能性を確保するという意義も存在する³⁷⁾。本判決も指摘するように、著作権は業として行われる行為以外にもその効力が及ぶものであり、とりわけ量産実用品は我々の目の回りに大量に存在し、社会一般で広く利用されるものであるから、その著作物性の判断は一般人が容易になし得るものである必要がある。そのような観点からみると、一般人がその形状等を単なる実用品の形状等としてしか把握し得ない物品については、日常生活の中で単なる実用品として気軽に利用されることが想定されるから、著作物性を否定する必要があるといえる。これに対して、一般人がその形状等を彫刻等と同様の創作的表現として把握し得る物品については、本来の彫刻等と同様の取扱いを期待することが可能であり、その著作物性を認めたとしても、物品の円滑な利用を阻害することにはならないから、著作物性を肯定するのが妥当であるといえよう。

本判決は、「美的鑑賞」の語を用いていないものの、量産実用品の形状等が絵画や彫刻等の創作的表現として「把握」できるか否かは、当該

物品に接する者（享受者）による評価に他ならないから、本判決も、美術鑑賞性基準を採る従来の裁判例と同様に、物品に接する者が当該形状等をどのような表現として把握するかという観点から著作物性を判断するものと解することができるであろう³⁸⁾。実際、本判決の二類型は量産実用品の形状等が美的鑑賞性を有する場合と捉えることができる。その意味で、本判決の基準を適用する際にも、見る者が一般に鑑賞の対象と捉え得るような表現上の工夫や表現態様が存するかという点は重要な考慮要素になるというべきであろう。

他方で、著作権法上の「美術」には多様な視覚的表現が含まれ、その中には、「鑑賞」の意義を字義通りに解する限り、「鑑賞」の対象となり得るとは言い難いものも存在する。本判決が「美的鑑賞」の語に替えて、条文上の「創作的な表現」という語を用いたことには、量産実用品の表現態様の多様性を踏まえ、個別の物品の性質に即して「美術」性の判断を柔軟に行うことを可能にするという意義を認めることができると思われる。従前の裁判例には、量産実用品の著作物性の判断において、鑑賞性を過度に厳格に求めるものも存在したが、今後はそのような解釈は改められるべきであろう。

③本判決の基準による従来の裁判例の見直し

前述の通り、本判決は、機能による制約それ自体ではなく、機能による制約の存在を踏まえつつ、当該形状等が機能に由来する構成とは別個の創作的表現を把握させるか否かにより著作物性を判断するものといえる。機能による制約の有無は、機能に由来する構成とは別個の創作的表現の把握を困難又は容易にする主要な要因であるから、本判決の基準の適用に際して、考

慮すべき要素となる。特に、著作物性の判断が微妙な事例では、出発点として、当該形状等がどのような表現上の選択の結果として創作されたのかを検討し、その上で、その成果が一般に物品の形状等とは異なる創作的表現を把握させるに足るものかを検討することが有益であるといえよう。

他方で、本件がそうであるように、結果物それ自体を観察することによって、機能に由来する構成とは別個の創作的表現が存在するか否かを判断し得る場合には、機能による制約の有無を問題とすることなく、著作物性の判断を行うことが可能となる。従来、分離把握可能説の下では、物品の機能をどのように把握し、当該機能との関係でどの程度の制約があれば著作物性を否定すべきかについてしばしば解釈が分かれていた。裁判例では、実用品としての機能を広く捉え、機能による制約を緩やかに認定して著作物性を否定するものが少なくなく、これに対して、学説上強い批判が向けられてきた。しかし、本判決の基準の下では、そうした議論に関わらず、結果物それ自体に着目し、そこに絵画、彫刻等と同様の創作的表現が看取できる場合には、著作物性を肯定する余地が生じ得る。

例えば、大阪高判令和5年4月27日判時2602号86頁〔布団の図柄事件〕は、バラ模様の布団の絵柄の著作物性が争われた事案において、一般論として、実用品の形状等が分離可能な美的鑑賞性を備えているというためには、「当該実用品における創作的表現が、少なくとも実用目的のために制約されていることが明らかなものであってはならない」と述べた上で、「本件絵柄における創作的表現は、その細部を区々に見る限りにおいて、美的表現を追求した作者の個性が表れていることを否定できないが、全体的に見

れば、衣料製品（工業製品）の絵柄に用いるという実用目的によって制約されていることがむしろ明らかである」として、著作物性を否定している³⁹⁾。同判決は、意匠法との棲み分けを重視し、機能による制約を受けていることが明白な表現は、その内容の如何を問わず著作物性を否定する趣旨と解されるが、学説では、機能による制約が絵柄の表現に実質的な影響を及ぼしておらず、自由な表現の余地がある以上、著作物性を認めるべきであったとの指摘がなされている⁴⁰⁾。しかし、機能による制約の点をどのように解するにせよ、布団の絵柄が、絵画と遜色ない創作的表現を有することは明らかであるから、本判決の基準の下では、著作物性を肯定することが可能となるであろう（その際、布団の絵柄が布団それ自体の機能と関連しない付加的な装飾であると考えれば、第1類型に該当し⁴¹⁾、同裁判例のように、布団としての機能と関連していると考えれば、第2類型に該当することになるが、本判決の二類型はあくまで例示であるから、その点を厳密に詮索する必要はない）。

東京地判令和3年4月28日判時2514号110頁〔タコの滑り台事件第一審〕は、タコの形状を模した滑り台の著作物性が争われた事案において、原告滑り台全体の形状について、「原告滑り台は、見る者をしてタコの体を模しているとの印象を与えるもの」であるが、「そのような外観は、子どもたちなどの本件原告滑り台の利用者に興味や関心を与えたり、親しみやすさを感じさせたりして、遊びたいという気持ちを生じさせ得る、遊具のデザインとしての性質を有することは否定できず、遊具としての利用と関連性がある」として著作物性を否定している。これに対しては、「遊びたいという気持ちを生じせうる」機能は、一般の著作物にも観察し得る

性質であるから、そのような機能との関連性を理由に著作物性を否定するのは妥当でないとの批判がなされている⁴²⁾。しかし、「遊びたいという気持ちを生じさせ得る」機能が一般の著作物にも見られるような機能だとすれば、その機能を実現するための形状は、自ずと見る者に一般の著作物と同様の表現を看取させることになるはずである。したがって、仮にそれを原告滑り台の「機能」と捉え、その全体形状が「機能」と関連していると解したとしても、原告滑り台を見る者は、その全体形状を遊具の形状として認識するのみならず、タコの体を模したオブジェとしても認識することが可能であるから⁴³⁾、本判決によれば、第2類型に該当するとして著作物性が認められる余地があるといえよう。

また、同裁判例は、原告滑り台を正面から俯瞰した場合の全体形状について、「空洞のある頭部を頂点に、左右へ広がる緩やかな2本の足によって均整の取れた三角形を見て取ることができ、見栄えのよい外観を有する」と評価しつつ、「そうした外観は、……滑り台の遊具としての利用と必要不可欠ないし強く結びついた頭部及び足の組み合わせにより形成されているものであるから、遊具である滑り台としての機能と分離して把握することはできず、遊具のデザインとしての性質の域を出るものではない」と述べて著作物性を否定している。しかし、個々の部分が機能に由来するとしても、その組合せが特徴的であるために、その全体形状が見る者に彫刻等と同様の創作的表現として把握される場合もあると思われる。同裁判例のように、機能による制約という観点のみを重視すると、個々の部分が機能に由来する場合には、その全体形状も、多かれ少なかれ機能による制約を受けているとして著作物性が否定されることになりがち

である。しかし、本判決のように、全体形状が見る者にどのような表現として「把握」されるかという観点を重視するならば、個々の部分が機能に由来し、ゆえにその全体形状が機能に関連していると言わざるを得ない場合でも、全体形状が単なる部分の集積にとどまらない固有の創作的表現として看取されるときは、著作物性を認める余地が生じることになろう⁴⁴⁾。

4. 本判決の射程と影響

(1) 美術工芸品

従来、量産実用品の著作物性を論じる際には、「応用美術」という語が用いられることが多かった。応用美術とは、純粋美術の対概念であって実用に供する物品に応用される美的な表現物をいう⁴⁵⁾。一般に、応用美術には、量産実用品のほかに、美術工芸品が含まれるとされる⁴⁶⁾。

著作権法は、『美術の著作物』には、美術工芸品を含む」と規定している（同2条2項）。これは、美術工芸品が、実用品ではあるものの、「美術」的な性質を備えたものであることを明文上認めたものといえよう。ゆえに、美術工芸品に該当する物品は、絵画、彫刻等と同様、表現に創作性があれば、美術の範囲要件の検討を要することなく、著作物性が肯定されることになる。このように、美術工芸品とこれに該当しない量産実用品とは、美術の範囲要件の検討の要否に違いがあるといえる。本判決が「応用美術」の語を用いなかったのは、本件の検討対象が美術工芸品に該当しない量産実用品であることを明確にするためであったと解される。したがって、本判決の射程は美術工芸品に及ぶものではなく、また、本判決の基準は、美術工芸品該当性の判断と直接関係するものではない⁴⁷⁾。

もっとも、美術工芸品が実用品であるにもか

かわらず、美術の著作物として保護されるのは、機能に由来する構成とは別個の創作的表現を有するからであり、その点において、美術工芸品は、著作物性のある量産実用品と変わるものではない⁴⁸⁾。美術工芸品が著作物性のある量産実用品と異なるのは、美術の範囲要件の検討を要せずに、著作物性が認められるという点にある。このことを踏まえると、「美術工芸品」とは、その表現の性質上、機能に由来する構成と別個に把握し得る創作的表現が存在することが自明なものをいうと解すべきであろう。

従前の裁判例では、一般に、鑑賞を主目的とする工芸品が「美術工芸品」に該当すると解釈されている⁴⁹⁾。鑑賞を主目的とする工芸品は、実用品の機能に関係しない表現を有することが自明であるため、「美術工芸品」というに相応しいといえよう。もっとも、例えば、素人が陶芸教室で制作した装飾的な茶碗のように、必ずしも鑑賞を主目的とするとはいえないものであっても、その性質上、実用品としての機能に由来する構成とは別個の表現を有することが自明なものは、「美術工芸品」に該当すると判断してよいであろう。

これに対して、工芸品にそのような表現が存するか否かが自明でない場合には、その存否を判断するために、美術の範囲要件を具体的に検討する必要があるが生じるが、その際には、本判決の基準が適用されるべきであろう。本判決の定義によれば、量産予定のない一品製作品は「量産実用品」に該当しないことになるが⁵⁰⁾、一品製作品であっても、その形状等が機能に由来する構成からなる表現としか把握できない場合に著作権法の保護を及ぼせば、量産実用品の場合と同様に、産業上の弊害が生じるおそれがある。一品製作物は、工業上の利用可能性（意匠法 3

条1項柱書参照)がないため、意匠法の保護対象とならないと解されているが⁵¹⁾、同法との棲み分けの要否に関わらず、実用品の形状等が機能に由来する構成からなる表現としか把握できない場合には著作物性を否定すべきであろう⁵²⁾。例えば、一品制作のペン立ては、完全に同一形状のものが他に存在しないという意味で個性的であるとしても、その創作性が専らペン立てとしての機能の実現に向けられ、見る者が当該形状をペン立てとしてしか把握できない場合には、著作物性が否定されるべきである。

(2) 専ら鑑賞を目的とした量産品

量産品の中には、ポスターや人形、フィギュアのように、鑑賞を主目的とするもの(鑑賞以外に有意な用途、機能を持たないもの)があるが、このような物品も、本判決にいう「量産実用品」として、本判決の基準を適用して著作物性を判断すべきであろうか。

学説では、専ら鑑賞を目的とする物品は、実用に供することを目的とするものではないため、表現に創作性があれば、著作物性を認めてよいとする見解が主張されている⁵³⁾。本件の原審も、「実用品の形状等の創作的表現について著作物性が認められる」場合として、当該形状等が「実用的な機能を離れて独立の美的鑑賞の対象となるような部分を含む場合」とは別に、「当該実用品が専ら美的鑑賞目的のために制作されたものと認められるような場合」を挙げており、後者については、分離可能性の判断を行わずに著作物性を認める趣旨と解される⁵⁴⁾。

本判決は、原審とは異なり、この点について直接には言及していない。しかし、本判決が量産実用品について美術の範囲要件の検討が必要であると判断したのは、その形状等が、通常は、

機能に由来する構成とは別個の創作的表現として把握できないからである。これに対して、鑑賞を主目的とする物品は、物品の機能をどのように理解するにせよ、その表現の性質上、絵画、彫刻等と同様の表現を看取させることが自明であり、本判決の基準を当然に充足すると考えられるから、あえて美術の範囲要件を検討する必要性は乏しいといえよう⁵⁵⁾。前述の通り、著作権法は美術工芸品が美術の著作物に含まれると規定し(同2条2項参照)、美術工芸品の「美術」的な性質を明文上認めているが、当該規定が確認規定であることからすると⁵⁶⁾、「美術工芸品」に該当しない物品であっても、鑑賞を主目的とし、絵画、彫刻等と同様の表現が存在することが自明なものは、当然に美術の範囲に属するものと解してよいように思われる。このように考えるならば、鑑賞を主目的とする量産品は、本判決にいう「量産実用品」に該当せず、本判決の基準の検討を要せずに、創作性の検討のみで著作物性が判断されることになろう⁵⁷⁾。

(3) 建築物

従来の裁判例では、建築物について、量産実用品とほぼ同様の基準で著作物性が判断されてきた。すなわち、建築物は、居住等の実用目的に供され、その形状等が建築物の機能による制約を受けることから、建築物としての実用目的を達成するために必要な機能に係る構成と分離して、美術鑑賞の対象となる美的特性を備えた部分を把握できる場合に、美術の範囲に属するものとして著作物性が認められるとされていた⁵⁸⁾。また、令和元年の意匠法改正により、建築物の外観及び内装が意匠法の保護対象となったため(同2条1項、8条の2参照)、建築物について著作権法の保護を論じる場合にも、意匠法との

棲み分けを考慮する必要性が生じている。

本判決は「量産実用品」に検討対象を限定しているため、その射程が直ちに「建築物」に及ぶものではない。しかし、本判決が量産実用品の著作物性を限定的に解する根拠として、意匠法との棲み分けの必要性を指摘していることに鑑みると、建築物についても、同法との棲み分けが問題となる以上、本判決の基準を応用することが可能であろう⁵⁹⁾。すなわち、建築物が美術の範囲に属するというためには、建築物としての機能に由来する構成とは別個の創作的表現を把握し得ることが必要になると解すべきである。その判断に当たっては、本判決の二類型が参考になるであろう。例えば、ファサードにレリーフが取り付けられた建物や、柱や梁に立体彫刻が施された建物は第1類型に、建物全体が特異な曲面やねじれたボリュームで構成され、彫刻的な造形として把握し得るタワー建築や、立体的な曲面壁や浮遊する階段等によって構成され、その全体を一個の彫刻的インスタレーションとして把握し得る内装デザインは第2類型に該当し、著作物性が認められ得ると思われる。

(4) 量産実用品を再現した仮想オブジェクト

昨今、VR技術等の発達に伴い、メタバース等の仮想空間上で、リアルな実用品の外観を再現した仮想オブジェクト（例：アバターが着る衣服のデザイン）が広く流通しており、このような仮想オブジェクトが著作物として保護されるかが議論されている。学説では、著作物性のないリアルな実用品の形状等を忠実に再現した仮想オブジェクトは、仮想とはいえ創作活動が機能に制約されていることに変わりはないから、著作物性が否定されとする見解⁶⁰⁾と、仮想空間での使用を目的として制作された仮想オブジ

ェクトは、現実空間における実際上の機能を有しないため、表現に創作性があれば、著作物性が肯定されとする見解⁶¹⁾が主張されている。

専ら仮想空間で使用されることを想定した仮想オブジェクトは、「実用に供されることが予定されている」ものでないため、本判決にいう「量産実用品」に該当しないであろう⁶²⁾。また、仮想オブジェクトは、操作画像や表示画像に該当するものを除き、意匠法の保護対象とならないため（同2条1項括弧書参照）、同法との棲み分けを目的とする本判決の基準が仮想オブジェクトに直接及ぶことはないと解される⁶³⁾。

もっとも、量産実用品と、その形状等を忠実に再現した仮想オブジェクトとの違いは、現実空間における機能を有するか否かにあるにすぎず、それに接する者が観念上把握する表現の内容に違いがあるわけではない。著作物は思想又は感情の創作的表現という観念的な存在であるから、2次元であろうが、3次元であろうが、リアルな実用品であろうが、仮想オブジェクトであろうが、見る者に同一の表現として把握されるデザインは、著作物性の判断において等しく取り扱うのが妥当である⁶⁴⁾。量産実用品に接する者がその形状等をどのような表現として「把握」するかという観点から著作物性を判断する本判決の考え方も、突き詰めていけば、そのような考え方に帰着するのではないと思われる。また、既存のリアルな実用品を模した仮想オブジェクトと、仮想空間用に新たに制作された仮想オブジェクトとは、外形上は区別し難いから、後者に著作物性を認めると、仮想オブジェクトの制作や利用の自由を大きく害するおそれがある。ゆえに、仮想オブジェクトの形状等が、それ自体著作権法の保護を受けない実用品の形状等を忠実に具現しているにすぎない場合には、

著作物性を否定するのが妥当である。他方で、仮想オブジェクトの形状等が、リアルな物品を模したものであっても、デフォルメ等により独自の創作的表現が付加されている場合には、著作物性を肯定して差し支えないであろう。このような場合は、実用品を描いた絵画と同様に評価することができるからである。

5. 最後に

本判決が出されたことにより、量産実用品の著作物性をめぐる議論は漸く一応の決着を見た。本判決が提示した基準は、従来の分離把握可能説とは異なる部分が存するものの、基本的な判断枠組みは堅持されており、本判決の基準を適用しても、同説による場合と結論が異なる事例はそれほど多くないと考えられる。もちろん、本判決の登場により、量産実用品の著作物性を過度に抑制的に判断してきた一部の裁判例の解釈は見直しを迫られることになるが、本判決の基準によっても、我々の見の回りに数多く存在する実用本位の物品について著作物性が否定されるという状況は今後も変わらないといえよう。

本判決は、意匠法との棲み分けの必要性を重視し、量産実用品の著作物性を限定的に解釈したが、諸外国には、著作権法の保護をより緩やかに認める国もある。補足意見は、ベルヌ条約が応用美術の保護を各加盟国の裁量に委ねていることを前提に、各国の歴史や社会状況、法令の仕組み等が異なる以上、応用美術の取扱いに

関する国ごとの相違は正当化されると指摘している。しかし、同条約は、応用美術について相互主義を採用しており（同2条7項参照）、我が国で著作権法の保護が認められないデザインは、外国でも著作権法の保護が認められないことになる⁶⁵⁾。そのため、学説では、我が国のデザインの輸出競争力を高める観点から、現在の状況の妥当性を検証する必要があるとの指摘もなされているところである⁶⁶⁾。その意味で、今後も、諸外国の動向を注視しつつ、立法論として、量産実用品の著作権法による保護の可能性を検討する必要性は失われていないといえよう。

また、量産実用品は、著作権法以外にも、意匠法や不正競争防止法2条1項3号等の保護を受けることができるが、著作権法による保護を求める訴訟が数多く提起されていることからすると、現状では、意匠法を含めて他の法制度によつては必ずしも効果的な保護が実現されていない可能性がある。著作権法による保護を限定的に捉える本判決が出されたことを受けて、今後、知的財産法全体の中で、デザイン開発のインセンティブを確保し、我が国デザインの国際競争力を高めていくための最適な保護のあり方を模索していくことが、より一層重要な課題となるといえよう。本判決がそのような検討の本格的な契機となることを期待したい。

※本稿は、科学研究費補助金（26K04704）の助成による研究成果の一部である。

注)

¹⁾ 本判決以前にも、量産実用品に関する事案について最高裁が判断したものがあるが（最判平成3年3月28日（平成2年（オ）706号）〔ニーチェア事件上告審〕参照）、いわゆる「三行半判決」であり、具体的な判断基準を提示するものではない。

²⁾ 現行著作権法の基となった著作権制度審議会答申（昭和41年4月20日）では、実用品自体である作品につ

いては、意匠法等の工業所有権制度との調整を図るために、著作権法の保護対象を美術工芸品に限定する第一次案と、美術工芸品の保護を明示するにとどめ、図案その他量産品のひな型または実用品の模様として用いられることを目的とするものについては、著作権法上特段の措置を講じないこととする第二次案が併記され

- ていた（文化庁監修・著作権法百年史編集委員会編『著作権法百年史 資料編』（著作権情報センター・2000年）32頁参照）。現行著作権法は特段の調整措置を講じていないため、第二次案が採用されたと一般に解されている（内藤裕之「応用美術と美術の著作物性」牧野利秋＝飯村敏明編『新・裁判実務大系 22 著作権関係訴訟法』（青林書院・2004年）157頁参照）。
- 3) 知財高判平成 27 年 4 月 14 日判時 2267 号 91 頁〔TRIPP TRAPP II 事件控訴審〕（但し、結論として侵害を否定）。
- 4) もっとも、同様の解釈を採る裁判例は、同一裁判長による 2 件にとどまり（知財高判平成 28 年 11 月 30 日判時 2338 号 96 頁〔加湿器事件控訴審〕、知財高判平成 28 年 12 月 21 日判時 2340 号 88 頁〔ゴルフシャフト事件控訴審〕参照）、以後も分離把握可能説を採る裁判例が大勢を占めていた。
- 5) 田村善之『著作権法（第 2 版）』（有斐閣・2001 年）36 頁、五味飛鳥「応用美術の法的保護について——主として意匠法との交錯に関して」渋谷達紀ほか編『知財年報 2009』（商事法務・2009 年）271 頁、劉曉倩「応用美術の著作物該当性——日本の裁判例の検討を中心として」渋谷ほか編・前掲書 277 頁、横山久芳「著作権法における応用美術の保護のあり方」中山信弘先生古稀記念『はばたき——21 世紀の知的財産法』（弘文堂・2015 年）582 頁、奥邨弘司〔判批〕判評 678 号（判時 2259 号）（2015 年）23 頁、設楽隆一「応用美術についての一考察——知財高裁ファッションショー事件を契機として」野村豊弘先生古稀記念『知的財産・コンピュータと法』（商事法務・2016 年）285～286 頁、本山雅弘「応用美術の保護をめぐる著作権法のインターフェイスについて」コピーライト 658 号（2016 年）18 頁、中山信弘「応用美術と著作権」論究ジュリスト 18 号（2016 年）102 頁、金子敏哉「日本著作権法における応用美術——区別説（類型的除外説）の立場から」著作権研究 43 号（2017 年）90 頁、大淵哲也「知的財産権法体系の二元構造における応用美術の保護（下）」法曹時報 69 卷 11 号（2017 年）3283～3286 頁、茶園成樹＝上野達弘編著『デザイン保護法』（勁草書房・2022 年）65～67 頁〔茶園成樹〕、105～106 頁〔蘆立順美〕、岡村久道『著作権法（第 6 版）』（民事法研究会・2024 年）63 頁、木村剛大〔判批〕コピーライト 767 号（2025 年）32～33 頁、高林龍『標準著作権法（第 6 版）』（有斐閣・2025 年）50～51 頁、山本真祐子『ファッションデザインの知財保護』（東京大学出版会・2026 年）38 頁、高部眞規子『実務詳説 著作権訴訟（第 3 版）』（金融財政事情研究会・2026 年）336 頁など参照。
- 6) 河野愛「デザインの法的保護」エコノミア 40 卷 4 号（1990 年）5 頁、半田正夫「応用美術の著作物性について」青山法学論集 32 卷 1 号（1990 年）62～63 頁、満田重昭「著作権と意匠権の累積」半田正夫教授還暦記念『民法と著作権法の諸問題』（法学書院・1993 年）636～637 頁、劉曉倩「実用品に付されるデザインの美術著作物該当性（二・完）」知的財産法政策学研究 7 号（2005 年）195 頁、齊藤博『著作権法（第 3 版）』（有斐閣・2007 年）87～88 頁、駒田泰士「応用美術の著作権保護について——美の一体性の理論に示唆を受けて」渋谷ほか編・前掲書注 5) 226～228 頁、上野達弘「応用美術の著作権保護——『段階理論』を超えて」パテント 67 卷 4 号（2014 年）115 頁、麻生典「意匠法の存在意義——著作権法との関係を中心に」麻生典＝Rademacher 編『デザイン保護法制の現状と課題——法学と創作の視点から』（日本評論社・2016 年）14～16 頁、吉田和彦「応用美術と著作権について（日本法の観点から）」著作権研究 43 号（2017 年）118 頁など参照。
- 7) 田村・前掲注 5) 31 頁参照。
- 8) 後掲注 18) 及び注 23) の裁判例を参照。
- 9) 例えば、ファッションについては、意匠登録のコストやライフサイクルの短さから、意匠法による保護に馴染みにくいとの指摘がある（中川隆太郎「ファッションデザインと意匠法との『距離』」日本工業所有権法学会年報 43 号（2020 年）99 頁参照）。このように、意匠法による保護がインセンティブとして有効に機能していない分野があることに鑑みれば、創作物が著作権法の保護内容に適した性質を有する限り、著作権法による保護を認めることが望ましいといえよう。
- 10) 金子・前掲注 5) 90 頁は、「本来著作物であるべきものについて、意匠法の存在を理由に著作物性を否定することは妥当ではない」と述べる。
- 11) 駒田・前掲注 6) 227～228 頁、同「応用美術——それはカテゴリーではなく、利用方法のことである」著作権研究 43 号（2016 年）42～45 頁、上野・前掲注 6) 113～114 頁参照。
- 12) 本件の原審も、「立法措置を経ることなく、現行の著作権法上の著作権の制限規定の解釈によって、問題の解決を図ることは困難といわざるを得ない」と述べる。
- 13) 奥邨弘司「応用美術」法学教室 426 号（2016 年）13 頁、中山・前掲注 5) 105 頁、金子・前掲注 5) 92 頁、横山久芳「応用美術と著作権法」論究ジュリスト 34 号（2020 年）54 頁、茶園＝上野編・前掲注 5) 66～67 頁〔茶園〕など参照。
- 14) 作花文雄『詳解著作権法（第 6 版）』（ぎょうせい・2022 年）61 頁は、同要件につき、「思想・感情の創作的な表現ではあっても、その特性に照らし著作権制度に『なじまない』成果物を画する際の説明材料的な役割を果たしている」と述べる。
- 15) 横山久芳〔判批〕IP マネジメントレビュー 19 号（2015 年）31 頁参照。
- 16) また、大阪高判平成 16 年 9 月 29 日（平成 15 年（ネ）3575 号）〔グルニエデザイン事件〕は、建築物の意匠登録を可能とする令和元年意匠法改正前の事案において、原告が、「原告建物のような一般住宅は建築されると不動産（建物）として意匠登録をすることができず、意匠法による保護の途が閉ざされている」と主張したことに対して、「不動産について意匠登録を認めるか否かは、専ら立法政策の問題である」とし、そのことを理由に、原告建物を「著作権法で保護される『建築の著作物』と認めることはできない」と述べている。
- 17) 青木大也「仮想空間上の商品デザインの保護をめぐる動き——近時の裁判例の影響を睨んで——」L&T112 号（2026 年）15 頁は、『応用美術』の著作物性を制限的に理解しようとする場合、意匠法との兼合いという著作権法外在的な理由づけはもちろんのこと、それ以外にも、著作権法による保護を認めた場合における、著作

者人格権の存在や長期の保護期間等から生じる影響を、いわば著作権法内在的な実際上の不都合として掲げることもあり得た」と述べる。

- 18) 神戸地姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日無体集 11 巻 2 号 371 頁〔仏壇彫刻事件〕, 東京地判昭和 56 年 4 月 20 日無体集 13 巻 1 号 432 頁〔アメリカ T シャツ事件〕, 東京高判平成 3 年 12 月 17 日知的裁集 23 巻 3 号 808 頁〔木目化粧紙事件〕, 東京地判平成 4 年 9 月 30 日(平成 4 年(ネ) 434 号)〔装飾窓格子事件〕, 大阪地判平成 12 年 6 月 6 日(平成 11 年(ワ) 2377 号)〔装飾街路灯事件〕, 仙台高判平成 14 年 7 月 9 日判時 1813 号 145 頁〔ファービー事件〕, 大阪高判平成 17 年 7 月 28 日判時 1928 号 116 頁〔海洋堂フィギュア事件〕, 仙台地判平成 19 年 10 月 2 日判時 2029 号 153 頁〔福の神仙臺四郎事件〕, 東京地判平成 20 年 7 月 4 日(平成 19 年(ワ) 19275 号)〔ブードルぬいぐるみ事件〕, 東京地判平成 20 年 12 月 26 日判時 2032 号 11 頁〔黒烏龍茶事件〕, 東京地判平成 22 年 11 月 18 日(平成 21 年(ワ) 1193 号)〔TRIPP TRAPP I 事件〕, 知財高判平成 24 年 2 月 22 日判時 2149 号 119 頁〔スペースチューブ事件〕, 知財高判平成 25 年 12 月 17 日(平成 25 年(ネ) 10057 号)〔シャトー勝沼事件〕など参照。
- 19) 文化庁監修・前掲注 2) 32 頁参照。
- 20) 前掲〔木目化粧紙事件〕は、「例えば著名な画家によって製作されたもののよう、高度の芸術性(すなわち、思想又は感情の高度に創作的な表現)を有し、純粋美術としての性質をも肯認するのが社会通念に沿うものであるときは、これを著作権法にいう美術の著作物に該当する」と述べる。
- 21) 斉藤・前掲注 6) 85 頁, 駒田・前掲注 6) 221 頁, 上野・前掲注 6) 110~112 頁など参照。
- 22) 駒田・前掲注 6) 221 頁, 横山・前掲注 5) 570 頁, 奥邨・前掲注 5) 23 頁参照。
- 23) 東京地判平成 26 年 4 月 17 日(平成 25 年(ワ) 8040 号)〔TRIPP TRAPP II 事件第一審〕, 知財高判平成 26 年 8 月 28 日判時 2238 号 91 頁〔ファッションショー事件〕, 大阪地判平成 27 年 9 月 24 日判時 2348 号 62 頁〔ピクトグラム事件〕, 東京地判平成 28 年 1 月 14 日判時 2307 号 111 頁〔加湿器事件第一審〕, 東京地判平成 28 年 4 月 21 日判時 2340 号 104 頁〔ゴルフシャフト事件第一審〕, 東京地判平成 28 年 4 月 27 日(平成 27 年(ワ) 27220 号)〔幼児用箸事件第一審〕, 大阪地判平成 29 年 1 月 19 日(平成 27 年(ワ) 9648 号・10930 号)〔Chamois 事件〕, 大阪地判平成 30 年 10 月 18 日(平成 28 年(ワ) 6539 号)〔傘立て事件〕, 東京地判令和元年 6 月 18 日(平成 29 年(ワ) 31572 号)〔BAO BAO 事件〕, 大阪地判令和 3 年 6 月 24 日(令和 2 年(ワ) 9992 号)〔デザイン時計事件〕, 知財高判令和 3 年 6 月 29 日(令和 3 年(ネ) 10024 号)〔グッドコア事件〕, 知財高判令和 3 年 12 月 8 日(令和 3 年(ネ) 10044 号)〔タコの滑り台事件控訴審〕, 大阪高判令和 5 年 4 月 27 日判時 2602 号 86 頁〔布団の絵柄事件〕, 東京地判令和 5 年 9 月 29 日(令和 3 年(ワ) 10991 号)〔リゾートガール事件〕, 東京地判令和 6 年 3 月 28 日判時 2604 号 68 頁〔絵柄タオル事件〕, 大阪地判令和 6 年 7 月 2 日(令和 5 年(ワ) 5412 号)〔キャニスター事件〕, 知財高判令和

7 年 7 月 28 日(令和 7 年(ネ) 10014 号)〔ペンシル楔事件〕参照。

- 24) 中川隆太郎「TRIPP TRAPP 事件最高裁判決を読み解く②——デザインと著作権のこれから」note (2026 年 5 月 3 日), 田村善之〔判批〕WLJ 判例コラム第 378 号(2026 年) 30 頁, 小池眞一〔判批〕知財ふりずむ 285 号(2026 年) 79~80 頁, 古川智祥〔判批〕知財ふりずむ 286 号(2026 年) 37 頁参照。
- 25) 劉・前掲注 5) 279 頁, 田村善之「未保護の知的創作物という発想の陥穽について」著作権研究 36 号(2010 年) 25 頁, 横山・前掲注 5) 584~585 頁, 奥邨弘司「応用美術の著作物性~分離可能性説の深化に向けた一考察~」L&T96 号(2022 年) 9 頁, 山本・前掲注 5) 41 頁など参照。
- 26) 前掲〔タコの滑り台事件控訴審〕は、「美術工芸品以外の量産品について、美的鑑賞の対象となり得るというだけで一律に美術の著作物として保護されることになると、実用的な物品の機能を実現するために必要な形状等の構成についても著作権で保護されることになり、当該物品の形状等の利用を過度に制約し、将来の創作活動を阻害することになって、妥当でない」と述べる。
- 27) 中川・前掲注 24) は、本判決の判断基準は、「形状が実用的機能により制約されていてもなお著作物として保護してよい場合がある」とするものであり、「機能による制約あり=著作物性なし」という単純な図式を放棄したことを意味すると述べている。同旨, 金子敏哉〔判批〕新・判例解説 Watch◆知的財産法 No.185 (2026 年) 4 頁。なお, 学説では、本判決が「観念的分離可能性説 (conceptual separability)」を採用したものと理解し、その理論的淵源を米国の Brandir 事件判決の判断基準(機能的影響から独立して発揮された創作者の美的判断が表現に反映されている場合に観念的に分離可能であるとする見解) (Brandir International, Inc. v. Cascade Pacific Lumber Co., 834 F.2d 1142, 1145 (2nd Cir.1987)) に求める見解がある(田村・前掲注 25) 29~30 頁参照)。しかし、本判決をあえて米国の裁判例と比較するとすれば、むしろ Star Athletica 事件連邦最高裁判決の「想像的分離可能性説」(実用品に含まれるデザインの特徴が、実用品から離れて、二次元又は三次元の美術作品として認識され、当該特徴を実用品とは別個に想像した場合に、それ自体として又は他の有形の表現媒体に固定された形で、保護対象となる絵画、図形、彫刻の著作物に該当する場合に著作物性を認める見解) (Star Athletica, L.L.C. v. Varsity Brands, Inc., 580 U.S.405 (2017)) に近いと思われる。連邦最高裁は、実用品のデザインに係る連邦著作権法 101 条の文言解釈として、デザインの特徴が想像上分離された後の残存物が実用的な機能を完全に維持する必要はないとし(580 U.S.at 420), また、分離の可否の判断では、当該物品やその特徴がどのように又はなぜ制作されたかではなく、どのように認識されるかを検討すべきであると述べている(580 U.S.at 424)。このような解釈は、機能による制約それ自体ではなく、その結果として、当該形状等がどのような表現を把握させるかを重視する本判決の立場と一脈通じるものがある。また、本判決の第 2 類型は、Caron Barnhart 事件の Newman 判事の反対意見(見る者に物品の実用

的機能から連想される観念と異なる観念を生じさせる場合に観念的に分離可能であるとする見解) (Carol Barnhart Inc. v. Economy Cover Corp., 773 F.2d 419,422 (2nd Cir.1985) (Newman.J. dissenting) にも通じるものがある。

- 28) 中川・前掲注 24) は、「最高裁判決は……TRIPPTAPPの形状が子ども用の椅子としての機能により技術的に制約されているかどうか(だけ)で美術の範囲に属するかどうかを判断しておらず、その結果として『椅子としてしか把握できない』のか『椅子と別個に彫刻としても把握できる』のかを判断している」と述べる。
- 29) 五味・前掲注 5) 255～256 頁, 劉・前掲注 5) 277 頁, 山本・前掲注 5) 40 頁など参照。
- 30) 中川・前掲注 24), 古川・前掲注 24) 37 頁参照。
- 31) 奥邨・前掲注 5) 22 頁は、『美的鑑賞の対象となる美的特性』とは、全ての美術の著作物が有する特徴であって、応用美術を美術の著作物に分類する限り、備えて当然の特徴である。別段、応用美術にのみ特別高いハードルが課されているわけではない」と述べる。前掲〔幼児用箸事件控訴審〕も、「実用品であっても美術の著作物としての保護を求める以上、美的観点を全く捨象してしまうことは相当でなく、何らかの形で美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えていることが必要である(これは、美術の著作物としての創作性を認める上で最低限の要件というべきである)」と述べている。
- 32) 榎戸道也「著作権法による応用美術の保護」牧野利秋ほか編『知的財産法の理論と実務 4』(新日本法規出版・2007 年) 44 頁参照。その他、「鑑賞」の語を緩やかに解すべきと主張する見解として、横山・前掲注 5) 570 頁, 中山・前掲注 5) 98 頁, 吉田・前掲注 5) 120 頁, 高部・前掲注 5) 336 頁参照。
- 33) 設楽・前掲注 5) 288 頁は、前掲〔ゴナ書体事件〕の「美術鑑賞の対象となる美的特性」とは、「純粋美術の著作物として通常要求される『思想又は感情を創作的に表現したもの』(著 2 条 1 項 1 号参照)と同じレベルのものでよいけれども、応用美術における『実用的機能の観点から見た美しさ』とは質的に異なるものを求めているものと解される」と述べる。
- 34) これに対して、同最判が掲げるもう一つの基準(「顕著な特徴を有するといった独創性」)は、わずかな差異を有する無数の印刷用書体に著作権が成立し、権利関係が複雑化するなどの印刷用書体特有の弊害を回避するために定立されたものとみるべきであろう。
- 35) 横山・前掲注 5) 582～584 頁, 同・前掲注 13) 53～55 頁参照。例えば、東京地判令和 2 年 1 月 29 日(平成 30 年(ワ) 30795 号)〔照明用シェード事件〕は、「着者に本物の植物と同様の自然で美しいフォルムを感得させるものであり(傍点筆者)、『美術工芸品に匹敵する高い創作性を有し、その全体が美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているものであって、美術の著作物に該当する』と判断している。
- 36) 実際、著作物の類似性の判断においても、原告・被告作品の共通部分に表現上の創作性が認められるか否かを創作者の視点から検討しつつ、最終的には、被告作品に接する者が原告作品の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるか否かが判断されることになる

(最判平成 13 年 6 月 28 日民集 55 巻 4 号 837 頁〔江差追分事件〕参照)。

- 37) 横山・前掲注 5) 585～586 頁参照。
- 38) 従来の裁判例では、分離の可否それ自体を問題とすることなく、「美的鑑賞の対象となり得る美的特性」にのみ着目して著作物性の判断を行うものが存在した(知財高判平成 28 年 10 月 13 日(平成 28 年(ネ) 10059 号)〔幼児用箸事件控訴審〕, 知財高判平成 30 年 6 月 7 日(平成 29 年(ネ) 10009 号)〔半田フィード事件〕, 前掲〔照明用シェード事件〕参照)。本判決の立場はこれらの裁判例に近いといえるかもしれない。
- 39) 具体的には、「本件絵柄は、その上辺と下辺、左辺と右辺が、これを並べた場合に模様が連続するように構成要素が配置され描かれており、これは、本件絵柄を基本単位として、上下左右に繰り返し展開して衣料製品(工業製品)に用いる大きな絵柄模様とするための工夫であり、「この点において、その創作的表現が、実用目的によって制約されている」と認定している。
- 40) 李遠杰〔判批〕知的財産法政策学研究 69 号(2024 年) 249～250 頁参照。なお、田村・前掲注 24) 23 頁は、同裁判例につき、「これまでの裁判例で著作物性に最も厳しい判断を示した判決」であり、「抽象論としては用いられた分離可能性説の真価が発揮されることのなかった事例」であるとする。
- 41) 田村・前掲注 24) 33 頁参照。
- 42) 田村・前掲注 24) 38 頁参照。
- 43) 小池・前掲注 24) 74 頁は、「子どもにとってみれば、タコの形状を模した全体の形状等は、『美的鑑賞の対象』になるのではないかと指摘する。
- 44) 同様のことは、前掲〔ファービー事件〕についても妥当する。同裁判例は、育成型の電子ペット玩具について、各種の刺激に反応して各種の動作をするとともに言葉を発することを可能とするために、個々の部分(額、眼球、口、耳の形状等)が機能的に制約されていることを理由に著作物性を否定しているが、その全体形状を俯瞰すれば、何らかのキャラクターが表現されていると把握することが可能であるから、本判決によれば、著作物性が認められることになるのではないと思われる。
- 45) 応用美術の意義につき詳細に検討する文献として、奥邨・前掲注 25) 1～7 頁参照。
- 46) 前掲〔ファッションショー事件〕, 前掲〔タコの滑り台事件控訴審〕など参照。
- 47) 金子・前掲注 27) 3 頁参照。補足意見は、「本件椅子が美術工芸品でないことは明らかなので、その該当性の要件を本件で検討する必要はない」と述べている。
- 48) 本件の原審も、「美術工芸品は実用的な機能と切り離して独立の美的鑑賞の対象とすることができるようなものが想定されている」と述べている。
- 49) 具体的には、「完結した美術作品として専ら美的鑑賞の対象とされるもの」(大阪高判平成 2 年 2 月 14 日(平成元年(ネ) 2249 号)〔ニーチェア事件〕参照)、「全体が美的鑑賞目的のために制作されるもの」(前掲〔ファッションショー事件〕参照)、「主として鑑賞を目的とする工芸品」(前掲〔TRIPPTAPP 事件〕, 前掲〔タコの滑り台事件第一審〕参照)などと定義されている。
- 50) もっとも、田村・前掲注 24) 37 頁は、一品製作された

物品のデザインであっても、量産可能であれば意匠登録が許容され、その場合は、意匠法との調整の必要性が生じることから、本判決にいう「量産実用品」を、現に量産されているか否かではなく、量産可能な実用品を指すものと理解し、一品製作品にも本判決の射程が及び得ることを示唆する。

- 51) 茶園成樹編著『意匠法（第2版）』（有斐閣・2020年）60～61頁〔松本尚子〕参照。
- 52) 金子・前掲注27）4頁（注11）参照。なお、前掲〔タコの滑り台事件第一審〕は、「一品製作的な物であったとしても、そのことをもって直ちに『美術工芸品』に該当するものではない」と述べるが、これは、一品製作品だからといって直ちに美術の範囲要件の充足が認められるわけではないということを示唆するものである。
- 53) 五味・前掲注5）268頁、高林・前掲注5）47頁参照。
- 54) 木村・前掲注5）33頁参照。
- 55) 裁判例では、広告等のイラストについて、通常の著作物と同様の緩やかな基準で著作物性が判断されることが多いが（大阪地判昭和60年3月29日無体集17巻1号132頁〔商業広告事件〕、東京地判平成10年11月16日（平成9年（ワ）6030号）〔リトルクラブ事件〕、東京地判平成15年7月11日（平成14年（ワ）12640号）〔便箋図柄事件〕など参照）、これも、表現の性質上、絵画等と同様の表現を看取し得ることが自明であることによるものといえよう。
- 56) 例えば、前掲〔タコの滑り台事件控訴審〕は、「美的鑑賞の対象となり得るものであって、思想又は感情を創作的に表現したものであれば、美術の著作物に含まれると解するのが自然であるから、同条2項は、美術工芸品が美術の著作物として保護されることを例示した規定である」と述べる。
- 57) 中川隆太郎「TRIPP TRAPP事件最高裁判決を読み解く①——デザインと著作権のこれから」note（2026年5月3日）は、博多人形のように専ら飾って楽しむ鑑賞用のものは、「量産実用品」に該当せず、創作性があれば著作物として保護されるとする。
- 58) 前掲〔グルニエデザイン事件〕、東京地判平成26年10月17日（平成25年（ワ）22468号）〔ログハウス調木造住宅事件〕、東京地判令和4年11月25日（令和3年（ヨ）22075号）〔版画美術館事件〕参照。なお、立法担当者は、「建築の著作物たり得るためには、……建築家の文化的精神性が見る人に感得されるようなものでなくてはならない」と述べており（加戸守行『著作権法逐条講義（七訂新版）』（著作権情報センター・2021年）129頁参照）、裁判例でも同旨を説くものがある（前掲〔グルニエデザイン事件〕、前掲〔ログハウス調木造住宅事件〕参照）。しかしながら、著作物性の判断においては、高度な創作性や芸術性を問題とすべきではないから、「建築家の文化的精神性が見る人に感得される」とは、機能性や実用性を追求したものではなく、美術的に表現されたものか否かを問題とするものと捉えるべきである（中山信弘『著作権法（第4版）』（有斐閣・2023年）109頁、横山久芳「建築の著作物、店舗デザインの保護」『パテント』67巻4号（2014年）132～133頁参照）。
- 59) 田村・前掲注24）38頁参照。なお、建築物については、量産実用品と比べて権利制限規定等が整備されて

いるため（著作権法46条2号、20条2項2号参照）、著作権法の保護を広く認めた場合の弊害は相対的に小さいといえるが、無登録で長期間の保護を認めることが意匠法の存在意義や目的を阻害するおそれがあることは否定できないであろう。

- 60) 田村善之「メタヴァースにおける『実用品』の利用をめぐる各種知的財産法の交錯」『情報通信政策研究』7巻1号（2023年）1A-113参照。メタバース上のコンテンツ等をめぐる法的課題への対応に関する官民連絡会議「メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等に関する論点の整理」（2023年）10頁も、「衣服の3Dデザインなど、現実世界での実用品のデザインとして実際に使用できるものについては、現実空間、仮想空間のいずれで使われることとなるかにかかわらず、実用品（応用美術）として、その著作物性の判断がなされるのではないかと述べる。
- 61) 市村直也「3DCGと著作権」NBL964号（2011年）105頁、桑野雄一郎「メタバースと著作権（上）」特許ニュース15674号（2022年）4頁、岡本健太郎「メタバースにおける現実の再現とその権利問題」『アド・スタディー』81号（2022年）35頁、関真也「メタバース上のオブジェクト及びアバターの保護」『コピーライト』738号（2022年）25頁参照。
- 62) なお、従前の裁判例では、量産実用品の制作過程で作成された図面や原画について、分離把握可能説に基づいて著作物性が否定されている（前掲〔装飾窓格子事件〕、前掲〔デザイン時計事件〕参照）。これによれば、リアルな実用品の開発過程で作成された仮想オブジェクト（3DCADを用いて作成された立体的なモデルデータ等）は、リアルな実用品と同様に、本判決の基準に基づいて著作物性が判断されることになる。
- 63) 田村・前掲注24）38頁参照。もともと、近時、フィジカルとデジタルとが交錯する模倣事例の増加を背景として、リアルな物品の形状を模した画像を画像意匠として保護することについて、検討が進められている（産業構造審議会知的財産分科会第21回意匠制度小委員会「意匠制度に関する検討課題について」（令和7年12月15日）参照）。仮に、仮想オブジェクトが意匠法の保護対象になるとすれば、本判決の趣旨が妥当し、リアルな物品の形状を模した仮想オブジェクトについても、著作物性を限定的に解する余地が生じるだろう。
- 64) 高林龍ほか「徹底検証！仮想デザインは意匠法で保護すべきか」高林龍ほか編『年報知的財産法 2025-2026』（日本評論社・2026年）36頁〔横山久芳発言〕参照。
- 65) なお、EUについては、近時、欧州司法裁判所が、著作権法の保護を認めていない非EU加盟国において創作された実用品であっても、相互主義を理由として著作権法の保護を否定することはできないとする判断を示したため（C-227/23, 24 October 2024, *Kwantum Nederland BV and Kwantum België BV v Vitra Collections AG*）、我が国で創作された量産実用品も、EUでは著作権法の保護を受け得ることになる。
- 66) 本山雅弘「応用美術に関するドイツ段階理論の消滅とわが解釈論への示唆」L&T64号（2014年）50頁、小池・前掲注24）84頁参照。